

令和4年度定期監査の結果に関する報告

1 監査実施期間

令和4年12月21日から令和5年1月12日まで

2 監査の実施年月日、実施対象部署及び対象年度

実施年月日	実施対象部署	対象年度
令和4年 12月 21日	観光部 観光課	R2・R3
令和5年 1月 10～12日 〃	市民生活部 市民協働課 市民課	R2・R3 H31(R1)～R3
以上 3部署		

3 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、弘前市監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき、財務に関する事務及び行政事務の執行が法令等に適合し、正確で、経済性、効率性及び有効性を確保し、その組織及び運営の合理化に努めているかに特に意を用いた。また、次のそれぞれに掲げる項目に主眼を置き、監査の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度並びに予防措置状況を勘案した上で実施した。

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 予算執行及び経理事務 | 予算の執行の状況、経理事務の適否など |
| (2) 収入及び支出に関する事務 | 調定事務の状況、計数の正確性、効率性など |
| (3) 契約に関する事務 | 契約の手続、方法及び内容の適否など |
| (4) 補助金等交付事務 | 交付の目的、金額、時期及び精算の状況など |
| (5) 公有財産等管理業務 | 土地、建物及び物品などの管理の状況など |
| (6) 工事に関する業務 | 工事の設計、施工監理、竣工の状況など |
| (7) その他行政事務 | 行政効果、事務執行の状況など |

4 監査の結果

(1) 予算執行及び経理事務

予算の執行及び経理に関する事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(2) 収入及び支出に関する事務

調定及び収納並びに資金前渡及び概算払などに関する事務については、適正かつ効率的に行われていた。

(3) 契約に関する事務

小額工事等の請負、業務委託、賃貸借などの契約に関する事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(4) 補助金等交付事務

負担金、補助金及び交付金などの交付事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(5) 公有財産等管理業務

土地、建物及び施設物などの公有財産及び物品などの維持管理については、一部において改善を要する事項がみられた。

(6) 工事に関する業務

工事の設計、執行手続、施工監理、竣工状況などについては、適正に行われていた。

(7) その他行政事務

行政効果、事務執行の状況などについては、適正に行われていた。

監査の結果は以上のとおりであるが、改善を要する事項は実施部署及び項目別にみると、次のとおりである。

なお、事務処理上の誤謬及び注意事項等については、監査時においてその都度指導又は注意しているので、本報告には記述を省略した。

市民生活部

○予算執行及び経理事務

- ・令和3年度消費者救済資金貸付金について、前年度に支出負担行為を行い、地方自治法第232条の3の規定に抵触した支出負担行為をしていた。（市民協働課）
- ・第2回個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金について、翌年度に支出負担行為を行い、地方自治法第232条の3の規定に抵触した支出負担行為をしていた。（市民課）

○契約に関する事務

- ・令和3年度泉野多目的コミュニティ施設グリーストラップ清掃及び汚泥収集運搬業務について、実際完成年月日から10日以内に検査を行っていなかった。（市民協働課）
- ・業務委託契約について、契約書に基づく業務責任者届等必要な書類を徴取していないものが多数みられた。（市民課）
- ・令和2年度総合行政窓口玄関マット賃貸借の契約について、前年度に契約手続を行い地方自治法第208条第1項の規定に抵触した契約手続をしていた。（市民課）
- ・令和3年度戸籍総合システムサポート業務について、弘前市契約規則第41条の規定による検査調書を作成していなかった。（市民課）

○補助金等交付事務

- ・青森県人権擁護委員連合会負担金について、地方自治法第232条の3に定める支出負担行為を行っていなかった。（市民協働課）

○公有財産等管理業務

- ・公金外現金の通帳及び通帳印について、管理が適正でなかった。（市民協働課）